

習志野市健康なまちづくり審議会
受動喫煙防止条例（仮）に係る関係者ヒアリング③

団体名	千葉県飲食業衛生同業組合
実施日時	平成 30 年 2 月 2 日（金） 13 時 30 分～15 時
会場	習志野市役所 5 階会議室 5-3
御意見等（概要）	<p><店舗前の灰皿、喫煙について></p> <ul style="list-style-type: none"> ● これは前々から言っているのだが、「店内での喫煙がダメだから、外で吸わせる」というのはおかしい。「外だからいい」というわけにはいかないのだから、禁煙にするべき。 <p>特に道路などの公共の場所に面しているところは、境目など無いようなもの。田舎ならばともかく、店によっては、「灰皿や顔は敷地内にあるが、たばこは路上」ということもあり得る。</p> <p>そんな曖昧なところで吸わせるべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ただ、私有地の問題にもなるので、理解を得る必要が出てくるだろう。だとすれば、市からの要請があれば、理事長名で、加盟店すべてに「店の前に灰皿を置くのは禁止」という通達を出し、徹底させる。 <p>一方で、非加盟店は漏れてしまうため、「あそこはやっているじゃないか」とならないよう、そういった店への指導は、市でしっかりとやってほしい。（名簿は保健所が持っている）</p> <p><喫煙の規制（喫煙禁止）について></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋外については、何らかの規制がされたとしても、さほど問題は無い。 ● 屋外の対策については、千葉市や船橋市がやっているのであれば、習志野市も見習って禁止にすべき。 ● 本来は「市民」というよりも「国民」の問題。こういった規制は、できるだけ一律で行うべきで、人は往来するわけで、ここはよい、こっちはダメというのではおかしい。間違いが起こる原因になる。 ● 国で一律にやらないならば、県内、近隣市だけでも連携し、足並みをそろえて対策をしていくべき。

習志野市健康なまちづくり審議会
受動喫煙防止条例（仮）に係る関係者ヒアリング③

- 路上喫煙を無くすために必要なら、ボックス状の喫煙室を置いて、それを徐々に減らしていけばよいのではないか。駅前とか公園とか、1か所でもあれば、そこに煙が集中する。そこ以外はすべて禁煙ということでもいいのではないか。
- 外には子どももいる。ちょうど目の高さにもなるので、失明の危険もあり、非常に危ない。子どもはあっという間に走ってくる。その辺はルールとして規制をしていかなければならないと思う。
- 人が行き来する、駅の通路などにあるお店では、喫煙にせざるを得ないという状況もある。
- 理解度の問題。既に喫煙している人に理解させるのはなかなか難しい。子どもの頃からの教育が重要。

<自主的な取り組みについて>

- 千葉市の駅前で、何度か受動喫煙防止やポイ捨て禁止のキャンペーンをしており、チラシの配布などを行ったが、多くの方がだいぶ理解をしてくれていると感じる。
掃除をしてくれている人が増えているのかもしれないが、昔と比べると路上のごみも少なくなった。歩きながら吸って、投げ捨てる人もあまり見ない。
千葉には巡回の人がいて、たばこを吸っている人には注意をしているので、それも大きい。
- 津田沼の地域では、店頭喫煙環境表示（禁煙・分煙・喫煙可など）のステッカーを貼る活動をしている。
これは全国（全飲連）に先駆けて企画立案し、実施したもの。それが今、全国的に広がっている。
きちんと表示をして、喫煙できるお店は「お子さんは連れて入れませんよ」とするのがよいと思うが、組合に加盟していない店には指導やステッカーの配布ができない点が困っている。